

◇臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- 1 臨時的任用職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことについての任命権者の承認の基準を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)